

蔵王病院改革プラン

平成21年2月19日 策定

蔵 王 町
蔵王町国民健康保険蔵王病院

目 次

第 1 章 蔵王病院の果たすべき役割	P. 2
1. 蔵王病院の現状	3
2. 蔵王病院の役割(病院の在り方)	4
3. 結論「病院の果たすべき役割」	4
4. 今後における計画策定の要否	5
第 2 章 一般会計繰入基準(負担金)の明確化	P. 6
1. 従前からの一般会計繰入基準	7
2. 追加すべき一般会計繰入基準	7
3. 一般会計繰入基準の新旧一覧表	10
第 3 章 蔵王病院経営の効率化・改善策	P. 13
1. 蔵王病院が主体となる改善策	14
2. 蔵王町と協力して行う改善策	15
第 4 章 蔵王病院が目指すべき目標	P. 16
1. 蔵王病院の職員定数管理と考え方	17
2. 蔵王病院が目指すべき運営形態	18
3. 蔵王病院改革プランの点検・評価・好評	19
4. 蔵王病院改革プランの概要(様式3)	20
5. " " (別紙1)	23

第 1 章 蔵王病院の果たすべき役割

蔵王病院の果たすべき役割

1. 蔵王病院の現状

<p>【開設場所】 蔵王病院の開設場所は蔵王町の中心を流れている「松川」と県道「白石・上山線」が交差する所から約3kmほど北東に位置し、患者層についても殆どが遠刈田地区と町内北部地区の固定された地域の患者が多い。町内23行政区のうち、宮、宮司、沢内、向山、曲竹南の5行政区を除く18行政区が当院の診療圏となっており、町内における病院は唯一「蔵王病院」だけであるが、公共交通機関の便が非常に悪い。</p>
<p>【病院改革】 蔵王病院改革については平成12年度から取り組んでおり、平成18年9月末で「歯科診療部門」を廃止し、職員数の削減(歯科医師、歯科衛生士)を行ってきた。今後においても一部の業務については業務委託に切り替えることにより給与費の削減(経費は増加)と共に、職員数の削減に繋がるものと思われる。</p>
<p>【現状と課題】 蔵王病院は、病床数38床の県内一小さな病院で診療科目も外科と内科の2つだけである。現在、一次医療を中心に行っているが、患者の年齢層は殆どが高齢者で占められており、高度な医療は必要としない「生活習慣病」や病状が安定したために「二次医療機関」から戻ってきた患者のための医療提供が求められている。</p> <p>外来では定期的に「訪問診療」を行い在宅患者の生活を支援し、地域に密着した医療の提供により現在進められている「かかりつけ医」と同様の運営形態になっている。</p> <p>入院では長期療養のための「療養病床28床」と急性期のための「一般病床10床」により、地域の医療ニーズに応えているが、運営状況は毎年赤字決算となっている。</p> <p>また、患者に対する支援策として「患者送迎バス」の運行を行い、山間集落からの通院の足としていることや、県道「岩沼・蔵王線」でわずかに運行されている公共交通機関に代わり患者の利便性を確保している。</p>
<p>【近隣病院】 隣接市町を含む近隣の広域圏で見れば、蔵王病院より南方約9kmに「大泉記念病院(196床)」、約14kmに「公立刈田総合病院(308床)」があり、東方約8kmに「みやぎ県南中核病院(300床)」が位置し、仙南地域医療圏における二次医療に取り組んでいる状況にあり、町民にとっては比較的近いところに二次医療機関が存在する。</p>

2. 蔵王病院の役割(病院の在り方)

【開設方針】 蔵王病院の歴史は古く、昭和3年開設の宮城県立「円田診療院」まで遡ることになるが、昭和25年に外科、内科及び小児科の標榜科により「公立円田病院（20床）」が開設され、昭和30年の町村合併により「蔵王町国民健康保険蔵王病院」と名称を変更する。昭和37年には病床数を33床に増やすと共に、小児科を廃止し歯科を開設することになる。その後、昭和49年に現在の病院が新築され病床数は50床となる。
開設当初の目的である「民間の医療機関が存在しない地域における医療の提供」を維持し、不採算地区病院となった現在ではなおさらの事、可能な限り行政と密着した「保健・福祉・医療」の連携を図り、患者の健康を守り在宅でも安心して生活できる環境を確保する。
【運営内容】 蔵王病院の診療内容は一次医療を中心とする、いわゆる「かかりつけ医」と同様の性格を有する医療機関として運営する一方、開業医に求められている休日・時間外診療や入院設備を備えたものとする。
また、二次医療機関(刈田病院や中核病院)と在宅に戻る患者との中間に位置する医療機関とし、地域で必要不可欠な運営形態を最小限備えたものとする。
さらに、地域における二次医療機関との連携を強化し、隣接市町を小さな医療圏として考えた場合での総合的な循環型の連携を実践し、高度医療を要するような場合は「蔵王病院」から「二次医療機関」へ、安定期に入ったなら「二次医療機関」から「蔵王病院」または「在宅医療」に移行できる体制(訪問診療等を充実する。)を構築し、二次医療機関の後方支援を行うと共に、町民(患者)が安心できるような医療の提供を行い、「なくてはならない病院」とする。

3. 結論「蔵王病院の果たすべき役割」

1. 蔵王病院の開設当初からの目的である「医療機関が存在しない地域における医療の提供」を継承し、「不採算地区病院」となった現在、町民(患者)が安全・安心な生活を営めるよう最低限必要とする医療の提供を行なう。
2. 病院として求められる機能として、次の体制を維持するものとする。
1) 入院に関しては、現状の「一般病床」と「療養病床」の併設による入院体制とする。

2) 外来に関しては、診療科目を「外科」と「内科」の2科とし、在宅患者を支援するための「訪問診療」を継続し「かかりつけ医」と同様の信頼関係を築くものとする。
3) 蔵王病院の診療方針については、「一次医療」に徹すると共に高度医療を必要とする患者のために「東北大学病院」を頂点に「公立刈田総合病院」や「みやぎ県南中核病院」との連携を強化し、間接的な「二次医療」～「三次医療」を確保する。
4) 蔵王病院が独自に行っている患者の支援策として、高齢患者の通院の利便性を確保するため「患者送迎バス」の運行を継続する。

4. 今後における計画策定の要否

区 分	開始年度	終了年度	備 考
1. 経営効率化・改善策	平成20年度	平成22年度	蔵王病院や行政で行なえる内容での協議・検討を進める。
2. 再編・ネットワーク化	未 定	未 定	刈田総合病院とみやぎ県南中核病院の動向を見据え協議・検討を行う。
3. 経営形態の見直し	未 定	未 定	平成19年度において、蔵王病院運営委員会による協議・検討済み。

第 2 章 一般会計繰入基準(負担金)の明確化

一般会計繰入基準（負担金）の明確化

1. 従前からの一般会計繰入基準

蔵王町における一般会計繰入基準	【中分類】 1. 病院の建設改良に要する経費	詳細は、P.10～12の基準一覧表による
	【小分類】 1. 建設改良に要する経費	
	2. 企業債元利償還金に要する経費	
	【中分類】 8. 救急医療の確保に要する経費	
	【小分類】 1. 当直の医師、看護師等の人件費分	
	2. 救急ベット待機による減収分	
	【中分類】 10. 高度医療に要する経費	
	【小分類】 1. 高度医療のための不採算人件費	
	2. 高度医療のための不採算な経費	
	【中分類】 12. 経営基盤強化対策に要する経費	
	【小分類】 1. 不採算地区病院の運営に要する経費	
	2. 医師及び看護師等の研究・研修に要する経費	
	6. 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	
8. 基礎年金拠出に係る公的負担経費		
9. 児童手当に係る公的負担経費		

2. 追加すべき一般会計繰入基準

(1) 総務省自治財務局長通知の「繰入基準に定めがある」もので、追加するもの

1	【中分類】 12.	経営基盤強化対策に要する経費
	【小分類】 1.	不採算地区病院の運営に要する経費（追加）
		外来患者が少な過ぎることに対する補助金（基準：200人未満）であり、現状の患者数は基準の35%（約68人）程度であることから、地方交付税の単価に対し
		上限値を60%とした中での追加負担を求めるものである。
		なお、負担率の決定については、毎年度財政担当課と協議の上決定するものとする。
		◎ 交付税単価 680,000円 × 50% × 38床 = 12,920,000円

(2) 総務省自治財務局長通知の「繰入基準に定めがある」もので、新規に加えるもの

2	【中分類】 12.	経営基盤強化対策に要する経費
	【小分類】 3.	病院事業の経営研修に要する経費に対する補助金（新規）
		◎ 一般旅費 70,000円 × 1/2 = 35,000円

(3) 総務省自治財務局長通知の「繰入基準に定めがない」もので、新規に加えるもの

3	【中分類】 12.	経営基盤強化対策に要する経費
	【小分類】 10.	患者輸送に要する経費に対する補助金（新規）
		民間の公共交通機関の便が悪く、病院独自に患者送迎バスを運行しているが、この費用は一般会計が負担すべき経費と考えられる。
		◎ 患者送迎バス運転業務等の委託料 = 3,062,000円
4	【中分類】 12.	経営基盤強化対策に要する経費
	【小分類】 11.	病院職員の高年齢化に対する補助金（新規）
		郡部の医療機関には若い医療技術員が集まらず、新規採用の募集を行っても熟練の人のみ応募するため、町職員と比較し病院職員の高年齢化が進むが、これは病院の責任とはならないことから、一般会計で負担すべき経費と考えられる。
		○ 町職員の平均年齢と病院職員の平均年齢の差 5.2歳 ÷ 5.0歳
		○ 看護職員が1年後に昇給する給料月額：2級在職(C評価)で 5,600円
		◎ 年齢差：5.0歳 × 5,600円 × 15ヶ月(給料+期末手当分)
		× 23人(医師2人と事務職員3人を除く) = 9,660,000円
5	【中分類】 12.	経営基盤強化対策に要する経費
	【小分類】 12.	小規模病院に係る運営効率の悪さに対する補助金（新規）
		蔵王病院が小規模なゆえに、必要ではあるが運営効率の悪い部分がある。
		それは医療法で定めている技術者の必要数に関するものであるが、最低必要数が1人未満であっても最低1人は配置する必要があり、この効率性の悪い部分については一般会計で負担すべき経費と考えられる。
		○ 蔵王病院における医療法で定めている技術者の必要数から
		1) 薬剤師(処方箋の数) → 蔵王病院での必要数 : 0.7人程度
		2) 放射線技師(必要である) → " " 0.7人程度
		3) 栄養士(100床に1人) → " " 0.7人程度
		4) 検査技師(規定は無い) → " " 0.7人程度
		○ 蔵王病院の費用となっている4人に対する給与費(給料、手当、法定福利費)
		= 28,800,000円
	◎ 4人分の給与費 : 28,800,000円 × 0.3 = 8,640,000円	

6	【中分類】 12.	経営基盤強化対策に要する経費	
	【小分類】 13.	老朽化した施設の修繕費に係る補助金（新規）	
		蔵王病院は建設後30年以上が経過し、だいぶ老朽化が目立つと共に修繕も必要	
		となっており、その費用に関しては「建設改良費」とならないため、一般会計からの	
		「補助対象」とはなっていないが、総務省の「建設改良費」に係る繰入基準を準用	
		し、修繕費の「1/2」について、一般会計で負担すべき経費と考えられる。	
		◎ 予算額 4,350,000円 × 1/2	= 2,175,000 円
7	【中分類】 12.	経営基盤強化対策に要する経費	
	【小分類】 14.	社会的入院に係る診療報酬の減収分に対する補助金（新規）	
		蔵王病院は自治体の病院ということもあり、民間病院のように収益性のみを重要	
		視することなく、国保直診の病院として行政サイドと連携し、生活に困っている町民	
		が手術の必要がある場合や、一人世帯で生活が困難等の社会的な理由による患	
		者をも福祉的な意味合いから受け入れてきた。そのような中において社会的入院	
		と言われている患者に対しては、本来の医療の提供を必要としないため診療報酬	
		は極めて低い退院を促すことも出来ない状況にあるため、通常の患者との診療	
		報酬差額については一般会計で負担すべき経費と考えられる。	
		○ 一般入院患者と社会的入院患者の診療報酬の差額	
		ア. 療養病床患者の診療報酬 = 14,200円/日	} 差額 = 5,000円/日
	イ. 社会的入院患者の診療報酬 = 9,200円/日		
	○ 対象患者数 = 2～3人		
		◎ 診療報酬差額 : 5,000円 × 2人 × 365日	= 3,650,000 円

【追加 及び 新規分の集計】

中分類	12.	経営基盤強化対策に要する経費	
小 分 類	1.	不採算地区病院の運営に要する経費（追加）	= 12,920,000 円
	3.	病院事業の経営研修に要する経費に対する補助金（新規）	= 35,000 円
	10.	患者輸送に要する経費に対する補助金（新規）	= 3,062,000 円
	11.	病院職員の高年齢化に対する補助金（新規）	= 9,660,000 円
	12.	小規模病院に係る運営効率の悪さに対する補助金（新規）	= 8,640,000 円
	13.	老朽化した施設の修繕費に係る補助金（新規）	= 2,175,000 円
	14.	社会的入院に係る診療報酬の減収分に対する補助金（新規）	= 3,650,000 円
		合 計	= 40,142,000 円

平成19年度分 一般会計繰入基準(負担金)の明確化に係る新旧基準一覧表

[1/3ページ]

中分類	従前からの基準			追加される基準			算定額
	小分類	細分類	算出内容	小分類	細分類	算出内容	
1. 病院の建設改良に要する経費	[1] 建設改良に要する経費	○ 補助金、企業債を除いた額の1/2	・ 建設改良事業なし				円 [4条予算分] 0
	[2] 企業債元利償還金に要する経費	○ H14まで元金の2/3	・ 513,133円 × 2/3				円 [4条予算分] 996,000
		○ H15から元金の1/2	・ 1,308,406円 × 1/2				
		○ H14まで利息の2/3	・ 375,493円 × 2/3				円 280,000
		○ H15から利息の1/2	・ 60,712円 × 1/2				
小計		—	—	—	—	—	1,276,000円
2. へき地医療の確保に要する経費	[1] 巡回診療車、患者輸送等を備えて巡回診療を行なうための費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	円 0
3. 結核病院の運営に要する経費	[1] 結核病院の運営に要する経費について、一般会計が負担する費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	円 0
4. 精神病院の運営に要する経費	[1] 精神病院の運営に要する経費について、一般会計が負担する費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	円 0
5. リハビリテーション医療に要する経費	[1] リハビリテーション医療の経費について、一般会計が負担する費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	円 0
6. 周産期医療に要する経費	[1] 周産期医療に要する経費について、一般会計が負担する費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	円 0
7. 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費	[1] 公立病院附属看護師養成所の運営経費で一般会計が負担する費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	円 0
8. 救急医療の確保に要する経費	[1] 当直の医師、看護師等の人件費分	○ 常勤医師分 単価 × 回数	・ 20,000円 × 100回				円 2,000,000
		○ 夜勤看護師分 単価 × 人数 × 回数	・ 3,360円 × 2人 × 365日				円 2,452,000
		○ 派遣医師(夜間)分 単価 × 回数	・ 37,660円 × 144回				円 5,423,000
		○ 派遣医師(祝日)分 単価 × 回数	・ 102,220円 × 121回				円 12,368,000

中 分 類	従 前 か ら の 基 準			追 加 さ れ る 基 準			算 定 額
	小 分 類	細 分 類	算 出 内 容	小 分 類	細 分 類	算 出 内 容	
8. 救急医療の確保に要する経費	[2] 救急ベット待機による減収分	○ 一般病床診療単価 × 4床 × 365日	・ 14,460円 × 4床 × 365日				円 21,111,000
小 計	—	—	—	—	—	—	43,354,000円
9. 公立病院附属診療所の運営に要する経費	[1] 公立病院附属診療所の運営経費で一般会計が負担する費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	円 0
10. 高度医療に要する経費	[1] 高度医療のための不採算人件費	○ 派遣医師(日勤)分単価 × 回数	・ 75,320円 × 51回				円 3,841,000
	[2] 高度医療のための不採算な経費	○ 高度医療機器の減価償却費	・ CT装置分				円 2,369,000
小 計	—	—	—	—	—	—	6,210,000円
11. 保健衛生行政事務に要する経費	[1] 集団検診、医療相談等行政事務の経費で一般会計が負担する費用	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	円 0
12. 経営基盤強化対策に要する経費	[1] 不採算地区病院の運営に要する経費	○ 地方交付税の単価 × 病床数	・ 680,000円 × 38床	[1] 不採算地区病院の運営に要する経費	○ 地方交付税の単価 × 病床数	・ 680,000円 × 38床	円 25,840,000
					○ 外来患者数が少な過ぎることに対する補助(基準:患者200人未満)	・ 680,000円 × 50% × 38床	円 ※ 新規追加 12,920,000
	[2] 医師及び看護師等の研究・研修に要する経費	○ 図書費 × 1/2 ○ 研修旅費 × 1/2 ○ 研究雑費 × 1/2	・ 300,000円 × 1/2 ・ 200,000円 × 1/2 ・ 50,000円 × 1/2				円 275,000
	[3] 病院事業の経営研究・研修に要する経費	○ 一般旅費 × 1/2	算定せず	[3] 病院事業の経営研究・研修に要する経費	○ 一般旅費 × 1/2	・ 70,000円 × 1/2	円 ※ 新規追加 35,000
	[4] 保健・医療・福祉の共同研修に要する経費	○ 病院が中心となつて行う保健・福祉等との共同研修・研究費用の1/2	該当なし				円 0
	[5] 経営健全化対策に要する経費	○ 不良債務解消のための費用	該当なし				円 0
	[6] 病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	○ 費用の全額	・ 当初予算の金額				円 5,838,000
[7] 広域的な連携等の推進に要する経費	○ 連携等の推進をするための計画策定に要する経費	該当なし				円 0	

中 分 類	従 前 か ら の 基 準			追 加 さ れ る 基 準			算 定 額
	小 分 類	細 分 類	算 出 内 容	小 分 類	細 分 類	算 出 内 容	
12. 経営基盤強化対策 に要する経費	[8] 基礎年金拠出に係る公 的負担経費	○ 事業主負担分の費用の 全額	・ 118,300円 × 29人				円 3,430,000
	[9] 児童手当に係る公的負 担経費	○ 費用の全額	・ 当初予算の金額				円 130,000
				[10] 患者輸送に要する経費 に対する補助金	○ 患者送迎バスの運行 に要する経費	・ 業務委託料:3,062,000円	円 ※ 新規追加 3,062,000
				[11] 病院職員の高年齢化に 対する補助金	○ 1年当りの給料差 × 5歳 × 15ヶ月 × 人数	・ 5歳 × 5,600円 × 15ヶ月 × 23人	円 ※ 新規追加 9,660,000
				[12] 小規模病院に係る運営 効率の悪さに対する補 助金	○ 医療技術員(4人)の年 間給与費 × 30%	・ 28,800,000円 × 0.3	円 ※ 新規追加 8,640,000
				[13] 老朽化した施設の修繕 費に対する補助金	○ 年間予算額 × 1/2	・ 4,350,000円 × 1/2	円 ※ 新規追加 2,175,000
				[14] 社会的入院に係る診療 報酬の減に対する補助 金	○ 診療単価の差額 × 該当 患者数 × 365日	・ 5,000円 × 2人 × 365日	円 ※ 新規追加 3,650,000
小 計		—	—	—	—	—	75,655,000 円
合 計		—	—	—	—	—	126,495,000 円

12

◎ 現在までの「一般会計繰入金」の額	3条予算	85,357,000 円
	4条予算	996,000 円
	計	86,353,000 円

◎ 新規追加の「一般会計繰入金」の額	3条予算	40,142,000 円
	4条予算	0 円
	計	40,142,000 円

合 計	3条予算	125,499,000 円
	4条予算	996,000 円
	計	126,495,000 円

【参 考】

1. 一般会計繰入基準 (H19)	総務省自治財務局長通知	86,353,000 円
2. 地方交付税交付金	(1) 普通交付税 (基準財政需要額に算入)	20,477,000 円
	(2) 特別交付税 (算定額)	54,151,000 円
		74,628,000 円

第 3 章 蔵王病院経営の効率化・改善策

蔵王病院における経営の効率化・改善策

1. 蔵王病院が主体となる改善策

区 分	説 明	内 容
1	病院全体 1	病院職員が人間ドックを申し込み、蔵王病院で受診することにより病院の収益とな
		ると共に、厚生福利費(予算:250千円)が減額される。→ 人間ドックの個人負担が
		◎ 人間ドックの費用 : 37,800円 × 15人 = 567,000 円
2	事務部門 1	患者送迎バスの運行(ボイラー、危険物取り扱いを含む)を業務委託とする。
		○ 運転技術員の給与等(給料、手当、法定福利費) = 6,775,000 円
		○ 患者送迎バスの運行等の業務委託料 = 3,062,000 円
		◎ 経営効率化 = 3,713,000 円
3	事務部門 2	歳出予算の減額要請(委託料)や支出抑制(消耗品費等)を継続する。
4	給食部門 1	給食部門の調理業務を業務委託とする。
		○ 調理員(3人)の給与等(給料、手当、法定福利費) = 11,500,000 円
		○ 調理業務の業務委託料 = 8,950,000 円
		◎ 経営効率化 = 2,550,000 円
5	給食部門 2	栄養ケアマネジメント実施加算を積極的に行う。
		◎ 経営効率化(1件当たり) = 120 円

2. 蔵王町（行政及び役場職員）と協力して行う改善策

区 分	説 明 内 容
6	病院全体 1 基本的に蔵王病院は自治体の病院であることを職員自らが自覚し、特別な事情がある場合を除き町の職員でいる間は、積極的に蔵王病院を利用する。
	◎ 1日当りの患者が1人が増えた場合（1ヶ月に20人）の経営効率化
	年間 245日 × 1人 × 4,910円 = 1,202,000円
7	病院全体 2 町の機関紙「広報ざおう」に蔵王病院の連載コーナーを設け、町民から蔵王病院の必要性について理解を得ることにより患者数の増加に結びつけると共に、病院運営の内容（一般会計繰入金等）についても理解を得ることが出来る。
	◎ 診療に関しては基本的に「年中無休」であり、診療時間については急患等に対する「24時間」対応（救急告示病院）することが可能である。
	◎ 標榜科は「外科」と「内科」だが、外科には整形外科の医療機器が多数ある。
	◎ 平日の時間外： 月曜日、水曜日、木曜日、金曜日は外科の当直医。
	火曜日は内科の当直医。
	◎ 休日及び祝日： 土曜日は皮膚科の当直医。
	上記以外は外科の当直医。

第 4 章 蔵王病院が目指すべき目標

蔵王病院が目指すべき目標

【蔵王病院の職員定数管理と考え方】

1. 蔵王病院の職員数削減について

病院の診療体制は、平成18年7月から現在の「一般病床：10床(特別入院基本料)」と「療養病床：28床(入院基本料2)」の合計：38床で運営を継続しているが、病院内の職員数は現在29名を標準としている。その中で流動的なところが看護部門であり、病棟勤務は正規職員が13名、外来勤務は正規職員が2名と臨時職員が2名となっている。

このような中で職員数を削減するのは大変難しいことであり、業務委託化が可能な部門については、正規職員の退職時期を考慮し順次業務の委託化を進めたい。

2. 蔵王病院の職員定数管理について

◎ 平成20年度末～平成22年度末の職員数(正規職員・臨時職員)

区 分	職 員 数				H19と の比較	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度		
1) 医 師	2人	2人	2人	2人	0人	
2) 事務職員	3人	3人	3人	3人	0人	
3) 薬剤師	1人	1人	1人	1人	0人	
4) 放射線技師	1人	1人	1人	1人	0人	
5) 臨床検査技師	1人	1人	1人	1人	0人	
6) 看護師(※1)	17人	17人	17人	17人	0人	
内 訳	① 正規職員	15人	15人	15人	15人	0人
	② 臨時職員	2人	2人	2人	2人	0人
7) 管理栄養士	1人	1人	1人	1人	0人	
8) 調理員(※2)	3人	3人	3人	0人	-3人	
内 訳	① 正規職員	2人	1人	1人	0人	-2人
	② 臨時職員	1人	2人	2人	0人	-1人
9) 看護補助者	2人	2人	2人	2人	0人	
10) 運転技術員	1人	1人	0人	0人	-1人	
合 計	① 正規職員	29人	28人	27人	26人	-3人
	② 臨時職員	3人	4人	4人	2人	-1人
	計	32人	32人	31人	28人	-4人

① H20. 9 調理員が退職 ⇒ 臨時職員で対応(正規職員：-1人、臨時職員：+1人)

② H21. 3 運転技術員が退職 ⇒ 業務委託化(正規職員：-1人)

③ H22. 3 調理員が退職 ⇒ 業務委託化(正規職員：-1人、臨時職員：-2人)

3. 職員数の削減に対する対応策について

◎ 各業務の委託化を実施（職員給与費対医業収益比率の向上：約7%の改善効果あり）

(1) 平成21年度実施予定「患者送迎バスの運転業務等」を委託化

① 運転技術員(1人)の給与費(給料、手当、法定福利費、賃金、外)

○ 1年間の支給額 6,775,000円

② 業務委託による費用(委託料)

○ 1年間の業務委託額 3,062,000円

⇒ ※ 病院改革の効果
▲ 3,713千円

(2) 平成22年度実施予定「給食の調理業務」を委託化 ⇒ 平成20年度一部前倒し

① 調理員(3人)の給与費(給料、手当、法定福利費、賃金、外)

○ 1年間の支給額 11,500,000円

② 業務委託による費用(委託料)

○ 1年間の業務委託額 8,950,000円

⇒ ※ 病院改革の効果
▲ 2,550千円

【蔵王病院が目指すべき運営形態】

1. 宮城県内で一番小さな病院として、町民が必要とする医療を提供します。

高度医療については「二次医療機関」との連携を図ることにより確保し、当院では町民が必要とする地域と密着した医療を提供すると共に、町の財政負担の軽減を目指す病院運営を行ないます。

2. 蔵王町民が「安全」で「安心」な生活が送れるよう、次の医療を提供します。

(1) 休日及び時間外における「一次医療」の救急体制を確保します。

以前、当町における医療機関は、病院が2ヶ所と診療所が5ヶ所存在していた。

しかし、現在は当院と診療所が3ヶ所となっており、休日及び時間外の診療を可能とするところは当院と診療所が1ヶ所となっていることから、町内における「一次医療」の救急体制を維持します。

従前	病 院：蔵王病院(入)、大泉記念病院(入)
	診療所：武田医院(入)、内方医院(入)、佐藤医院(入)、佐竹医院、松本クリニック
現在	病 院：蔵王病院(入)
	診療所：内方医院(入)、佐藤医院、佐竹医院
※ 上記の表中、「(入)」は入院体制(設備)を備える施設として記載する。	

(2) 長期療養を可能とする入院体制を確保します。

町民の高齢化が進み益々高齢者が増加することが見込まれる中、長期療養ができる「療養病床」を存続します。

(3) 自宅で普通に生活が送れるよう、在宅医療を継続します。

【蔵王病院改革プランの点検・評価・公表】

1. 蔵王病院改革プランの点検・評価について

(1) 改革プランの点検及び評価の体制

現在設置している「蔵王病院改革プラン策定委員会(委員:8人)」により行なうこととし、必要により委員以外の者を加えることができる。

(2) 改革プランの点検及び評価の時期

毎年、決算議会が終了した後の10月～11月に実施する。

2. 蔵王病院改革プランの公表について

(1) 改革プランの公表は、次の区分により実施する。

① 蔵王病院運営委員会

運営委員会開催時に配付する。

② 蔵王町議会

議長に対し、町長からの報告書として提出する。

③ 蔵王町民

機関紙「広報ざおう」により、町民に対しての周知を図る。

(様式3)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		宮 城 県 蔵 王 町					
プ ラ ン の 名 称		蔵 王 病 院 改 革 プ ラ ン					
策 定 日		平 成 21 年 2 月 19 日					
対 象 期 間		平 成 20 年 度 ～ 平 成 22 年 度					
病 院 の 現 状	病 院 名	蔵 王 町 国 民 健 康 保 険 蔵 王 病 院					
	所 在 地	宮 城 県 刈 田 郡 蔵 王 町 大 字 円 田 字 和 田 130 番 地					
	病 床 数	38 床 (一 般 病 床 : 10 床、療 養 病 床 : 28 床)					
	診 療 科 目	外 科、内 科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		町内では医療機関の数が減少(病院1が町外転出、診療所2が廃業)しており、現在は当院と診療所3施設が運営しているだけとなり、休日や時間外でも診療可能な所は当院だけとなっている。当院では町民が「安全」で「安心」な生活を送るため、地域における最低限必要な医療を提供すると共に、高齢化が進む中において長期療養ができる入院体制に加え、普段は自宅での生活が送れるよう在宅医療を継続する。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		町内における国保直診の病院として、町民が求める医療を提供するために必要な費用は、一般会計の負担とすることは開設時からの考え方でもある。 また、都市部と大きく違うところは、山間部に点在する民家からの患者を対象としているため、患者数も増えない中で採算性だけを求めるには無理があることから、今回「一般会計繰入基準」を明確化するための見直しを実施した。					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備 考
	経常収支比率	99.3%	100.2%	101.5%	103.1%		
	職員給与費比率	85.7%	83.5%	82.0%	77.7%		
	病床利用率(一般病床)	77.8%	80.0%	80.0%	80.0%		
	〃 (療養病床)	94.8%	95.0%	95.0%	95.0%		
	〃 (合計)	90.3%	91.1%	91.1%	91.1%		
上記目標数値設定の考え方		経常収支比率を100%以上とするために「一般会計繰入基準」を定め、基準に基づく補助により標記目標を達成するものとし、職員給与費比率に関しては郡部(国保病院の開設目的の1つである無医地区の解消)の病院運営状況からみても、数値目標を設定することは困難であり、現状の数値に今後の病院改革を加味した数値にとどめた。 (経営黒字化の目標年度：平成20年度)					

				団体名 (病院名)	国民健康保険蔵王病院		
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
診療科目		外科・内科	外科・内科	外科・内科	外科・内科		
常勤換算医師数		3.5人	3.5人	3.5人	3.5人		
入院体制		一般+療養	一般+療養	一般+療養	一般+療養		
訪問診療等の延べ件数		248件	260件	272件	284件		
経営 達成 に 向 け て の 具 体 的 な 取 組 及 び 実 施 を 図 る	目標達成	<p>○ 民間病院から転職した職員(医療技術員等)とのコミュニケーションを図り、経営改善を目指す。</p> <p>○ 人間ドック等については、当院職員の何人かは他の検査機関(民間・公立)で受診することにより、検査及びサービスの内容について研究し、良いところは当院の人間ドック等に反映させる。</p>					
	事業規模・形態の見直し	<p>○ 今までの事業等見直しの状況は次のとおりであり、当分の間は現状で運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月1日～ 病床の見直し(一般:50床 → 一般:18床+療養:22床) 平成18年7月1日～ 病床数の見直し (一般:18床+療養:22床 → 一般:10床+療養:28床) 平成18年10月1日～ 歯科診療部門の廃止 					
	経費削減・抑制対策	<p>○ 平成21年度から: 患者送迎バス運転業務・ボイラー管理業務の委託化 (削減効果の見込額: 年間 3,713千円)</p> <p>○ 平成22年度から: 患者食等の調理業務の委託化 (削減効果の見込額: 年間 5,284千円)</p>					
	収入増加・確保対策	<p>○ 蔵王町の機関紙「広報ざおう」に病院の情報を連続掲載することにより、病院運営に対する理解を深めてもらうと共に、患者の呼び込みに繋がることを期待している。</p> <p>○ 各種健診の受け入れ強化や外来に係る診療報酬の増加を図る。</p>					
	その他	<p>○ 患者に対するサービス業務として、昭和40年以降に実施している「患者送迎バス」の運行を継続し、公共交通機関(民間バス事業)が路線廃止や減便されている中で、患者の通院手段を確保したい。</p> <p>○ 保健・福祉行政と共に、地域住民に密着した病院として、町民の求めている医療提供を継続・強化したい。</p>					
各年度の収支計画		「別紙1」のとおり					
計 画 の 特 記 事 項	病床利用率の状況	17年度	一般病床 89.41 % 療養病床 82.52 % 合計 85.62 %	18年度	一般病床 71.51 % 療養病床 95.57 % 合計 87.76 %	19年度	一般病床 77.84 % 療養病床 94.77 % 合計 90.31 %
		<p>病床利用率に関しては、ほぼ上限値と思われるが、外来患者数については毎年微減の状況にあることは否めない事実である。</p> <p>平成18年4月1日から新たな施設基準等に改正されたことにより現在の病床数や看護体制に変更しており、当分の間は現状で運営を行っていきたい。</p> <p>また、施設は大分老朽化しているものの増改築等の計画は無い。将来において、町の財政状況や町民のニーズ等により検討すべき必要性は出てくるものと考えている。</p>					

団体名 (病院名)	蔵王町国保蔵王病院
--------------	-----------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の状況	仙南医療圏には、以下の5つの公立病院(一般病床:705床、療養病床:83床、結核病床:4床、感染病床:4床)がある。 当院(一般病床:10床、療養病床:28床)の外、公立刈田総合病院(308床)、みやぎ県南中核病院(300床)、国保川崎病院(60床)、国保丸森病院(90床)である。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	仙南医療圏の方向性としては、公立刈田総合病院及びみやぎ県南中核病院について、数年前から機能分化や連携強化に加え、経営形態の見直しを含めた検討が必要という課題の外にも、回復期のリハビリテーション設置の必要性が示されている。		
経営形態見直しに係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 未定 (刈田総合病院とみやぎ県南中核病院の動きを見ながら検討を進めたい。)	<内容> 仙南地域の基幹的病院ともいえる公立刈田総合病院及びみやぎ県南中核病院の動向を見定める必要がある。両病院とも出資者が違うため、機能分化や連携強化については、もっと時間が必要と考えている。 蔵王病院の開設者は公立刈田総合病院の副管理者でもあり、当面の問題として公立刈田総合病院の正常運営化を図ることである。 将来、大きな動き(仙南2市7町の合併など)があった時に2つの病院の機能分化等の課題解決は加速されることと思われる。	
	経営形態の現況 (該当箇所には <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
経営形態見直しに係る計画	経営形態の見直しの方向性 (該当箇所には <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 未定 (仙南2市7町が市町の壁を越えて協議の場に付いた時に総合的な協議は進むものとする。)	<内容> 蔵王病院における事業内容の見直しは平成12年度から実施しており、平成13年度から病床の見直しを行い、平成18年度には「歯科診療部門」を廃止。平成19年度には蔵王病院運営委員会による「蔵王病院の在り方(無床診療所、有床診療所、病院の見直し等)」の検討がなされ、委員会の結論としての意見書が提出された。 町としては、この意見書の内容を重く受け止めており、当分の間は現状のまま病院運営を続ける考えている。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合、その概要)	○ 点検・評価は、現在設置している「蔵王病院改革プラン策定委員会」の委員8名で行い、必要がある場合は委員以外の者を加えることができるものとする。 ○ 蔵王病院運営委員会に対する公表は、直近の委員会開催時に報告する。 ○ 蔵王町議会に対する公表は、議長に対しての報告とする。 ○ 蔵王町民に対する公表は、機関紙「広報ざおう」に掲載し周知する		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	○ 毎年10月～11月に実施する予定。→ 決算議会(9月)が終了した後に実施。		
その他特記事項	特になし			

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区 分		年 度	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込み)	21年度 (見込み)	22年度 (見込み)	23年度
収 入	1. 医 業 収 益 a		307,093	294,866	291,870	291,870	291,870	
	(1) 料 金 収 入		273,693	262,220	259,220	259,220	259,220	
	(2) そ の 他		33,400	32,646	32,650	32,650	32,650	
	うち他会計負担金		21,500	21,500	25,300	25,300	25,300	
	2. 医 業 外 収 益		95,805	103,959	99,879	101,328	101,328	
	(1) 他会計負担金・補助金		94,514	102,830	98,750	100,199	100,199	
	(2) 国 (県) 補 助 金		0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他		1,291	1,129	1,129	1,129	1,129	
経 常 収 益 (A)		402,898	398,825	391,749	393,198	393,198		
支 出	1. 医 業 費 用 b		415,439	400,692	390,014	386,826	380,704	
	(1) 職 員 給 与 費 c		259,552	252,756	243,770	239,287	226,817	
	(2) 材 料 費		53,848	48,377	48,377	48,377	48,377	
	(3) 経 費		87,928	85,793	85,793	88,855	97,805	
	(4) 減 価 償 却 費		13,805	12,161	10,574	8,807	6,205	
	(5) そ の 他		306	1,605	1,500	1,500	1,500	
	2. 医 業 外 費 用		572	786	759	732	704	
	(1) 支 払 利 息		572	436	409	382	354	
	(2) そ の 他		0	350	350	350	350	
	経 常 費 用 (B)		416,011	401,478	390,773	387,558	381,408	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		- 13,113	- 2,653	976	5,640	11,790		
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)		0	0	0	0	0	
	2. 特 別 損 失 (E)		2,359	530	1,460	700	700	
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)		- 2,359	- 530	- 1,460	- 700	- 700	
純 損 益 (C) + (F)		- 15,472	- 3,183	- 484	4,940	11,090		
累 積 欠 損 金 (G)		208,951	212,134	212,618	207,678	196,588		
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)		70,230	81,067	90,298	103,198	119,633	
	流 動 負 債 (イ)		12,714	14,000	14,000	14,000	14,000	
	うち一時借入金		0	0	0	0	0	
	翌年度繰越財源(ウ)		21,810	33,646	42,898	55,798	72,233	
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)		0	0	0	0	0	
	差引 不 良 債 務 (オ) [(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)]		- 35,706	- 33,421	- 33,400	- 33,400	- 33,400	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		96.85	99.34	100.24	101.45	103.09		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		79.20	73.59	74.83	75.45	76.66		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{c}{a} \times 100$		84.52	85.72	83.52	81.98	77.71		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0		
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0		
病 床 利 用 率		88.20	90.30	91.10	91.10	91.10		

2. 収支計画（資本的収支）

（単位：千円、％）

年 度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込み)	21年度 (見込み)	22年度 (見込み)	23年度	
区 分	1. 企 業 債	0	0	0	0	0		
	2. 他 会 計 出 資 金	728	996	1,011	1,027	1,044		
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0		
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0		
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0		
	6. 国（県）補 助 金	0	0	0	0	0		
	7. そ の 他	0	0	0	0	0		
	収 入 計 (a)	728	996	1,011	1,027	1,044		
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0		
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0		
	純 計 (a) - [(b) + (c)] (A)	728	996	1,011	1,027	1,044		
	支 出	1. 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	
		2. 企 業 債 償 還 金	1,290	1,822	1,849	1,874	1,904	
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	
4. そ の 他		0	0	0	0	0		
支 出 計 (B)		1,290	1,822	1,849	1,874	1,904		
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)		562	826	838	847	860		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	562	826	838	847	860		
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0		
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0		
	4. そ の 他	0	0	0	0	0		
計 (D)		562	826	838	847	860		
補 て ん 財 源 不 足 額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	0		
当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (F)		0	0	0	0	0		
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)		0	0	0	0	0		

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。（例）千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見直し

（単位：千円）

	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込み)	21年度 (見込み)	22年度 (見込み)	23年度
収 益 的 収 支	(43,019) 116,014	(38,973) 124,330	(38,274) 124,050	(0) 125,499	(0) 125,499	
資 本 的 収 支	(0) 728	(0) 996	(0) 1,011	(0) 1,027	(0) 1,044	
合 計	(43,019) 116,742	(38,973) 125,326	(38,274) 125,061	(0) 126,526	(0) 126, 543	

（注）

- ()内は、うち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」（総務省自治財務局長通知）に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。